

平成20年12月10日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

本訴平成17年(ワ)第13386号債務不存在確認等請求事件

反訴平成17年(ワ)第15368号

口頭弁論終結日 平成20年8月27日

判 決

東京都港区赤坂9丁目7番1号

本訴原告・反訴被告	株式会社 U S E N
同代表者代表取締役	宇 野 康 秀
同訴訟代理人弁護士	牛 島 信
同	東 道 雅 彦
同訴訟復代理人弁護士	黒 木 資 浩
同	川 村 宜 志
同	塩 谷 昌 弘
同	猿 倉 健 司

東京都新宿区西新宿7丁目22番42号

本訴被告・反訴原告	キャンシステム株式会社
同代表者代表取締役	工 藤 宏
同訴訟代理人弁護士	則 定 衛
同	井 原 一 雄
同	池 田 幸 司

主 文

- 1 本訴原告の本訴請求を棄却する。
- 2 反訴被告は、反訴原告に対し、金20億5189万7081円及びこれに対する平成16年7月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 3 反訴原告のその余の反訴請求を棄却する。

4 訴訟費用は、これを10分し、その9を本訴原告（反訴被告）の負担とし、その余を本訴被告（反訴原告）の負担とする。

5 この判決は、第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

1 本訴

本訴被告は、本訴原告に対し、142億9391万6666円及びこれに対する平成17年7月15日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 反訴

反訴被告は、反訴原告に対し、113億6152万円及びこれに対する平成16年7月10日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本訴は、本訴原告（反訴被告。以下「原告」という。）が、本訴被告（反訴原告。以下「被告」という。）において有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律（以下「有ラ法」という。）等に違反する状態で営業を継続し、原告の顧客を奪取したと主張して、被告に対し、不法行為に基づく損害賠償として、損害額の一部142億9391万6666円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成17年7月15日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求めたものである。

これに対し、被告は、有ラ法等の行政法規違反が直ちに原告に対する不法行為を構成するものではないし、原告はかつて有ラ法等に違反した営業をしていたから、原告の請求は信義則により排斥される、などと主張して争った。

2 反訴は、被告が、原告において被告従業員を大量かつ一斉に引き抜き、引き続き私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）及び昭和57年公正取引委員会告示第15号「不公正な取引方法」（以

割に相当する496名を退職させ、被告を退職した従業員の大半がネットワークビジョンに移籍したこと、ネットワークビジョンは有線音楽放送設備を持たず、専ら被告の顧客の受信契約を原告に切り替えることを仕事としており、被告を退職した従業員はネットワークビジョンに移籍後、専ら被告の顧客を原告に切り替える業務に従事したこと、被告が従業員的大量かつ一斉の退職により技術担当の従業員を失い、放送装置及び顧客の受信装置の設置及び維持に困難を来していた時期に、原告が被告に対し放送設備の廃棄及び被告の顧客に原告の放送設備から音楽の配信を受けさせることを提案したこと、原告は被告から上記提案を拒否されると、原告はネットワークビジョンと通謀して、平成15年8月以降、被告の顧客に限って切替契約の条件として3675円を下回る月額放送料又はチューナー設置月を含めて3か月を超える月額放送料の無料期間を提供するキャンペーン等を順次実施したこと、原告及びネットワークビジョンはこうした一連のキャンペーンの実施により切替営業を行い、集中的に被告の顧客を奪取し、その結果、被告の顧客は平成15年6月末時点の28万4768件から平成16年7月末時点の22万7285件へと著しく減少したことは前記1認定のとおりである。

これらの事実を総合勘案すると、原告及びネットワークビジョンは、共謀の上、上記キャンペーンを実施して集中的に被告の顧客を奪取したものと推認される。そして、原告及びネットワークビジョンの上記行為は「差別対価」（一般指定3項）という不公正な取引方法に該当する違法な手段により被告の顧客を大量に奪取して被告の事業活動を排除し、もって公共の利益に反して、我が国における業務用音楽放送の取引分野における競争を実質的に制限したものであって、独占禁止法2条5項に規定する私的独占に該当し、独占禁止法3条に違反するものというべきである。

ウ。以上のとおり、原告は、被告の有線音楽放送に関する事業活動を排除す

ることを企て、ネットワークヴィジョンと通謀して、①被告従業員に対し虚偽の事実を告げて、被告を退職してネットワークヴィジョンに移籍するように勧誘し、被告の従業員総数1630名の約3割に相当する496名もの職員を一斉に退職させてネットワークヴィジョンに移籍させ、②これに引き続き、原告の従業員やネットワークヴィジョンへ移籍した被告の元従業員を使って被告の顧客を原告に切り替えるための勧誘を行い、その際に、被告の顧客に対してのみ他の需要者と差別的な、顧客に有利な取引条件を提示し、被告との有線音楽放送の受信取引を中止して原告と取引するように勧誘し、そのような取引条件により被告の顧客と取引し、もって被告の顧客4万8841件を奪取したものである。

原告の上記①の行為については、原告及び[]が、被告の正常化作業を阻止し、最終的には被告を吸収することを目標として被告従業員を大量に引き抜く計画を立て、これに基づき[]が被告従業員に対し組織的に勧誘を行ったこと、[]は勧誘の際に最終的には被告が原告によって潰される等の説明をしたこと、これによって被告従業員のうち約3割に当たる従業員が一斉に退職したこと等の事情を総合考慮すると、原告の上記行為は、単なる転職の勧誘を超えた社会的相当性を逸脱する不公正な引き抜き行為であって、違法といわざるを得ない。このように、原告は故意に上記引き抜き行為をして、被告の被告従業員に対する契約上の債権を侵害したのであるから、不法行為が成立する。

また、原告の上記②の行為は、上記①の行為に引き続き、これとあいまって行われたものであり、独占禁止法に違反する不公正な取引方法を手段とする違法な行為である。原告は、前記認定の事実関係の下では、上記②の行為が独占禁止法に違反することを認識していたか、少なくとも認識することが可能であったものと推認されるところ、原告は上記②の行為により被告の顧客を奪取して営業上の利益を侵害して後記認定の損害を与えた